

ポジティブ リスト制度が スタート!

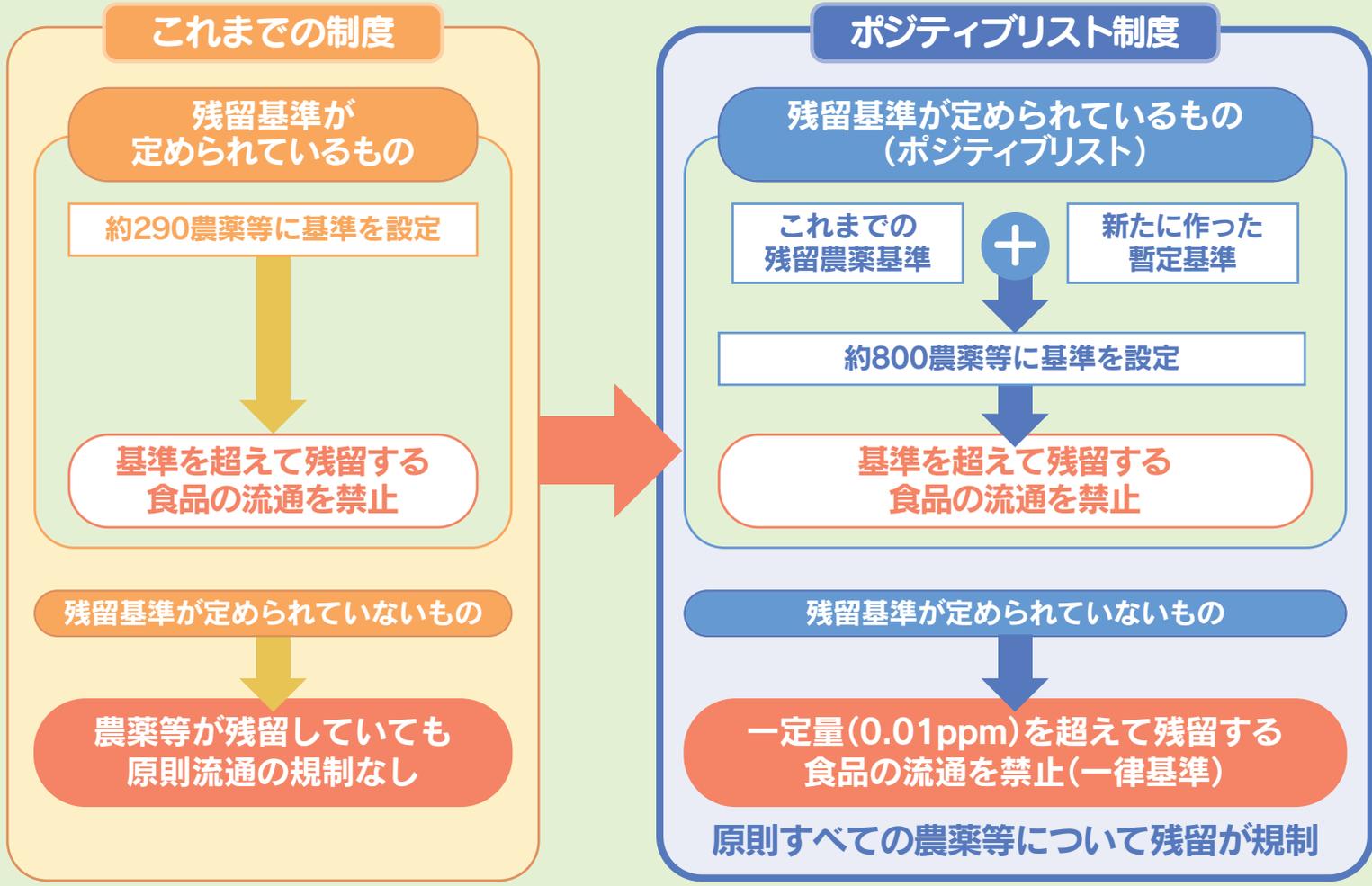
食品の残留農薬基準

平成18年
5月29日
から

食品衛生法に基づき、人の健康を損なうことがないよう、食品に残留する農薬等の限量として「残留農薬基準」が定められています。

残留農薬基準を超える農薬等が残留している食品は販売禁止等の措置がとられます。ポジティブリスト制度では、基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止し、残留を認めるもの(ポジティブ)について残留基準を一覧(リスト)にして示す方式となります。

●● 農薬等(農薬・飼料添加物・動物用医薬品)の規制のイメージ ●●



ポジティブリスト制度での残留基準の例



	これまでの基準	参考とした基準	新たな基準
米(玄米)	0.5ppm		0.5ppm
りんご	2ppm		2ppm
ピーマン	基準なし	農薬登録保留基準	0.5ppm
びわ	基準なし	国際基準	1ppm
ぶどう	基準なし	参考基準なし	

基準がない場合0.01ppmを超えてはいけません

一律基準 0.01ppm

問い合わせ先：生活衛生課

秋田県食品安全推進会議